

条 例 議 案 の 概 要

—令和6年12月定例会—

目 次

議案第 110 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	1
議案第 111 号 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について	20
議案第 112 号 盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について	36
議案第 113 号 盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について	39
議案第 114 号 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	42

議案第 110号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 制定の趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、関係する条例の規定の整理をしようとするものである。

2 条例の内容

各条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、必要な経過措置等を定める。

【参考】拘禁刑が創設された背景

- (1) 近年の再犯率の高まりを受け、受刑者に対する改善指導等の重要性が増している。
- (2) 現在の懲役刑は、刑務作業の拘束時間が長く、改善指導等のための十分な時間が確保できない点が問題とされていた。
- (3) また、令和3年犯罪白書によると、令和2年に新たに入所した受刑者の刑の種類の割合は、懲役刑が99.7パーセント、禁錮が0.3パーセントであり、そのうち禁錮受刑者の約80パーセントが刑務作業に従事しており、このような事実から懲役と禁錮とを分ける実益が乏しいことが指摘されていた。
- (4) (1)から(3)までを背景に、受刑者ごとに作業と指導を柔軟に行うことを可能とし、再犯防止を強化する目的で拘禁刑が創設された。

3 施行期日

令和7年6月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の4まで 略</p> <p>第33条の4の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第33条の4の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に關する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の4まで 略</p> <p>第33条の4の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第33条の4の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮(二)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に關する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮(二)以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</p>

改正後	改正前
7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。	7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。
8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。	8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
9 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、市長に通知しなければならない。	9 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、市長に通知しなければならない。
10 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。	10 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
第33条の5から第37条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和6年条例第1号)</u> この条例は、令和7年6月1日から施行する。	第33条の5から第37条まで 略 附 則 略 別表第1から別表第3まで 略 参考 略

【第2条第1号】盛岡市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第12条まで 略 (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般的退職手当等の額の支払を差し止める处分を行うものとする。 (1) 職員が刑事案件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。 (2) 退職した者に対しまだ当該一般的退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し起訴をされたとき。 2 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般的退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、当該一般的退職手当等の額の支払を差し止める处分を行うことができる。 (1) 当該退職した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般的退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めると。 (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者について、当該一般的退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。 3 死亡による退職した者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般的退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般的退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般的退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般的退職手当等の額の支払を差し止める处分を行うことができる。 4 前3項の規定による一般的退職手当等の額の支払を差し止める处分（以下「支払差止め処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止め処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止め処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5 第1項又は第2項の規定による支払差止め処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止め処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止め処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 当該支払差止め処分を受けた者について、当該支払差止め処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事案件につき無罪の判決が確定した場合 (2) 当該支払差止め処分を受けた者について、当該支払差止め処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事案件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 (3) 当該支払差止め処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の	○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略 盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第12条まで 略 (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般的退職手当等の額の支払を差し止める处分を行うものとする。 (1) 職員が刑事案件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。 (2) 退職した者に対しまだ当該一般的退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し起訴をされたとき。 2 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般的退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、当該一般的退職手当等の額の支払を差し止める处分を行うことができる。 (1) 当該退職した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般的退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めると。 (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者について、当該一般的退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。 3 死亡による退職した者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般的退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般的退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般的退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般的退職手当等の額の支払を差し止める处分を行うことができる。 4 前3項の規定による一般的退職手当等の額の支払を差し止める处分（以下「支払差止め処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止め処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止め処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5 第1項又は第2項の規定による支払差止め処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止め処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止め処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 当該支払差止め処分を受けた者について、当該支払差止め処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事案件につき無罪の判決が確定した場合 (2) 当該支払差止め処分を受けた者について、当該支払差止め処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事案件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 (3) 当該支払差止め処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の

改正後	改正前
規定に基づく処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合	規定に基づく処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
6 第3項の規定に基づく支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定に基づく処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。	6 第3項の規定に基づく支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定に基づく処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。	7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。	8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定に基づく支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。	9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定に基づく支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。 (退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)	10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。 (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する規則で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事案件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定に基づく懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定に基づく処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。 4 盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。 5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定に基づく処分について準用する。 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に關し第1項又は第2項の規定に基づき当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。	第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する規則で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事案件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定に基づく懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定に基づく処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。 4 盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。 5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定に基づく処分について準用する。 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に關し第1項又は第2項の規定に基づき当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

改正後	改正前
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般的の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般的の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に拘禁以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>
<p>(2) 当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。</p>	<p>(2) 当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。</p>
<p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p>	<p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第11条第1項、第6項又は第8項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般的の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定に基づく処分を行うことができない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第11条第1項、第6項又は第8項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般的の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定に基づく処分を行うことができない。</p>
<p>3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定に基づく処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。</p>	<p>3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定に基づく処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。</p>
<p>4 退職手当管理機関は、第1項の規定に基づく処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。</p>	<p>4 退職手当管理機関は、第1項の規定に基づく処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。</p>
<p>5 盛岡市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。</p>	<p>5 盛岡市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。</p>
<p>6 第12条第2項の規定は、第1項の規定に基づく処分について準用する。</p>	<p>6 第12条第2項の規定は、第1項の規定に基づく処分について準用する。</p>
<p>第16条 略</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p>
<p>第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般的の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般的の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般的の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般的の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する盛岡市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般的の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する盛岡市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般的の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同</p>	<p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同</p>

改正後	改正前
じ。) が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般的の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	じ。) が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般的の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般的の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般的の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般的の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般的の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
6 前各項の規定に基づく処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定に基づく処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般的の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般的の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。	6 前各項の規定に基づく処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定に基づく処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般的の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般的の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定に基づく処分について準用する。	7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定に基づく処分について準用する。
8 盛岡市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。	8 盛岡市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。
第18条から第21条まで 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 1号) この条例は、令和7年6月1日から施行する。	第18条から第21条まで 略 附 則 略

【第2条第2号】盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例 昭和42年3月28日条例第7号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例 第1条から第3条まで 略 (失格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>第5条から第11条まで 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号)</p> <p>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例 昭和42年3月28日条例第7号 改正 略</p> <p>盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例 第1条から第3条まで 略 (失格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>第5条から第11条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第5条まで 略 (卸売の業務の許可)</p> <p>第6条 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第2条の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 名称及び住所 (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名 (3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。 (2) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 申請者が第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (4) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 破産者で復権を得ない者 イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ 第23条第1項の許可の取消しを受けた者（その処分を受ける原因となった事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したもので除く。）又は第1項若しくは同条第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したもので除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの（同条第4項第3号において「被処分者」という。）であるもの (5) 申請者が卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 (6) 申請者に使用させることができる市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）がないとき。</p> <p>第7条から第17条まで 略 (せり人の登録)</p> <p>第18条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称 (2) 登録を受けようとするせり人の氏名、生年月日及び住所 (3) 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類</p> <p>3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 登録を受けようとするせり人の履歴書 (2) 登録を受けようとするせり人の戸籍抄本又はこれに代わる書面 (3) その他規則で定める書類</p> <p>4 第1項の登録の申請があったときは、市長は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。</p>	<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 略</p> <p>盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第5条まで 略 (卸売の業務の許可)</p> <p>第6条 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第2条の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 名称及び住所 (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名 (3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。 (2) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 申請者が第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (4) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 破産者で復権を得ない者 イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ 第23条第1項の許可の取消しを受けた者（その処分を受ける原因となった事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したもので除く。）又は第1項若しくは同条第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したもので除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの（同条第4項第3号において「被処分者」という。）であるもの (5) 申請者が卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 (6) 申請者に使用させることができる市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）がないとき。</p> <p>第7条から第17条まで 略 (せり人の登録)</p> <p>第18条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称 (2) 登録を受けようとするせり人の氏名、生年月日及び住所 (3) 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類</p> <p>3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 登録を受けようとするせり人の履歴書 (2) 登録を受けようとするせり人の戸籍抄本又はこれに代わる書面 (3) その他規則で定める書類</p> <p>4 第1項の登録の申請があったときは、市長は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。</p>

改正後	改正前
(1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号	(1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号
5 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、同項の登録をしてはならない。 (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 拘禁刑 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 第20条又は第78条第5項の規定に基づき登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。 (4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。 (5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。	5 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、同項の登録をしてはならない。 (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 禁錮 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 第20条又は第78条第5項の規定に基づき登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。 (4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。 (5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。
6 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。	6 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。
7 第1項に規定する登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年とする。 (1) 初めて登録を受ける者 (2) 第20条又は第78条第5項の規定に基づき登録の取消しを受けた者で当該登録の取消し後の最初の登録を受けるもの (3) 第78条第5項の規定に基づき業務の停止を命ぜられた者で当該業務の停止後の最初の登録を受けるもの	7 第1項に規定する登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年とする。 (1) 初めて登録を受ける者 (2) 第20条又は第78条第5項の規定に基づき登録の取消しを受けた者で当該登録の取消し後の最初の登録を受けるもの (3) 第78条第5項の規定に基づき業務の停止を命ぜられた者で当該業務の停止後の最初の登録を受けるもの
第19条から第22条まで 略 (仲卸しの業務の許可)	第19条から第22条まで 略 (仲卸しの業務の許可)
第23条 仲卸しの業務（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、第2条の取扱品目の部類ごとに行う。 3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所 (2) 商号 (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名 (4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類	第23条 仲卸しの業務（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、第2条の取扱品目の部類ごとに行う。 3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所 (2) 商号 (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名 (4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類
4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 申請者が 拘禁刑 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 申請者が被処分者であるとき。 (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 (5) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるものであるとき。 (6) 申請者に使用させることができる市場施設がないとき。	4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 申請者が 禁錮 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 申請者が被処分者であるとき。 (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 (5) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるものであるとき。 (6) 申請者に使用させることができる市場施設がないとき。
第24条から第37条まで 略 (許可の基準)	第24条から第37条まで 略 (許可の基準)
第38条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 拘禁刑 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 第40条又は第78条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。 (4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有し	第38条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 禁錮 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 第40条又は第78条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。 (4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有し

改正後	改正前
ない者であるとき。	ない者であるとき。
2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認めたときは、同項の許可をしてはならない。	2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認めたときは、同項の許可をしてはならない。
第39条から第90条まで 略	第39条から第90条まで 略
附 則 略	附 則 略
附 則（令和6年条例第1号）	
この条例は、令和7年6月1日から施行する。	
別表第1 から別表第3 まで 略	別表第1 から別表第3 まで 略

改正後	改正前
<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第19条まで 略 (会計年度任用職員の給与)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めたとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該</p>	<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略</p> <p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第19条まで 略 (会計年度任用職員の給与)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に對応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めたとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該</p>

改正後	改正前
一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。	一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。	7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。	8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
9 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、市長に通知しなければならない。	9 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、市長に通知しなければならない。
10 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。	10 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
第22条から第29条まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号） この条例は、令和7年6月1日から施行する。	第22条から第29条まで 略 附 則 略

【第3条第1号】盛岡市ラブホテル建築規制条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市ラブホテル建築規制条例 昭和59年3月23日条例第24号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市ラブホテル建築規制条例 第1条から第15条まで 略 (罰則) 第16条 第5条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑 又は3万円以下の罰金に処する。 2 第8条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、2万円以下の罰金に処する。 第17条 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号) この条例は、令和7年6月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市ラブホテル建築規制条例 昭和59年3月23日条例第24号 改正 略 盛岡市ラブホテル建築規制条例 第1条から第15条まで 略 (罰則) 第16条 第5条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役 又は3万円以下の罰金に処する。 2 第8条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、2万円以下の罰金に処する。 第17条 略 附 則 略</p>

【第3条第2号】盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 目次及び第1条から第33条まで 略 第33条の2 第21条の2 第7項、第21条の4 第1項又は第21条の7 第3項の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第33条の3から第35条まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号） この条例は、令和7年6月1日から施行する。 別表 略</p>	<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 改正 略 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 目次及び第1条から第33条まで 略 第33条の2 第21条の2 第7項、第21条の4 第1項又は第21条の7 第3項の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第33条の3から第35条まで 略 附 則 略 別表 略</p>

【第3条第3号】盛岡市屋外広告物条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市屋外広告物条例</p> <p>平成19年12月25日条例第68号</p> <p>改正 略</p> <p><u>令和6年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市屋外広告物条例</p> <p>目次及び第1条から第53条まで 略</p> <p>第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第29条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者</p> <p>(2) 不正の手段により第29条第1項又は第3項の登録を受けた者</p> <p>(3) 第42条第1項の規定に基づく営業の停止の命令に違反した者</p> <p>第55条から第59条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則 (令和6年条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>○盛岡市屋外広告物条例</p> <p>平成19年12月25日条例第68号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市屋外広告物条例</p> <p>目次及び第1条から第53条まで 略</p> <p>第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第29条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者</p> <p>(2) 不正の手段により第29条第1項又は第3項の登録を受けた者</p> <p>(3) 第42条第1項の規定に基づく営業の停止の命令に違反した者</p> <p>第55条から第59条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

【第3条第4号】盛岡市行政不服審査条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市行政不服審査条例 平成28年3月25日条例第4号 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u> 盛岡市行政不服審査条例 第1条から第14条まで 略 (罰則) 第15条 第7条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 略 <u>附 則 (令和6年条例第 号)</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡市行政不服審査条例 平成28年3月25日条例第4号 改正 略 盛岡市行政不服審査条例 第1条から第14条まで 略 (罰則) 第15条 第7条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 略</p>

【第3条第5号】盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例 令和4年12月22日条例第36号 改正 令和6年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例 第1条から第13条まで 略 (罰則)</p> <p>第14条 第2条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号)</p> <p>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例 令和4年12月22日条例第36号</p> <p>盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例 第1条から第13条まで 略 (罰則)</p> <p>第14条 第2条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則 略</p>

【第3条第6号】盛岡市個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市個人情報の保護に関する条例 令和4年12月22日条例第38号 改正 令和6年 月 日条例第 号	○盛岡市個人情報の保護に関する条例 令和4年12月22日条例第38号
盛岡市個人情報の保護に関する条例 第1条から第8条まで 略 附 則 第1項から第11項まで 略 12 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第67条に規定する電算処理個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 13 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第14項及び第15項 略 附 則 (令和6年条例第 号) この条例は、令和7年6月1日から施行する。	盛岡市個人情報の保護に関する条例 第1条から第8条まで 略 附 則 第1項から第11項まで 略 12 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第67条に規定する電算処理個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 13 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第14項及び第15項 略

財政部 納税課
財政部 市民税課
財政部 資産税課
市民部 市民登録課
市民部 健康保険課
環境部 廃棄物対策課
保健福祉部 介護保険課
建設部 交通政策課
建設部 建築住宅課
都市整備部 建築指導課

議案第 111号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

手数料及び督促手数料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 盛岡市市税条例等に規定する手数料の額を別表のとおり改めるもの。
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日までに申請等のあった手数料の額は、改定前の手数料とするもの。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 その他

コンビニ等に設置している多機能端末機（キオスク端末）でも交付が可能な証明書等に係る手数料は、検証結果を踏まえるとともに、本市の行政DX推進計画における「3ない窓口」の推進等に資するものであることなどに鑑み、窓口での交付とは異なる手数料の額とするもの。

別表

No	条例名および手数料名	現行 単価	改定後 単価	担当部署
1	盛岡市市税条例（昭和 25 年条例第 16 号）			
	(1) 督促手数料（市税）	100 円	150 円	納税課
2	盛岡市市税外歳入督促手数料等徵収条例（昭和 25 年条例第 32 号）			
	(1) 督促手数料（市税外歳入）	100 円	150 円	納税課
3	盛岡市印鑑条例（昭和 45 年条例第 35 号）			
	(1) 印鑑登録証明書手数料（多機能端末機交付分を除く）	300 円	400 円	市民 登録課
	(2) 印鑑登録証交付手数料	300 円	450 円	
4	盛岡市自転車等駐車場条例（昭和 58 年条例第 24 号）			
	(1) 放置自転車等の撤去保管に要する返還手数料	1,500 円 ～3,500 円	2,250 円 ～5,250 円	交通 政策課
5	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第 40 号）			
	(1) 一般廃棄物処理業許可申請手数料	5,000 円	7,500 円	廃棄物 対策課
	(2) 一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	5,000 円	7,500 円	
	(3) 一般廃棄物処理業変更許可申請手数料	5,000 円	7,500 円	
6	盛岡市介護保険条例（平成 12 年条例第 26 号）			
	(1) 督促手数料（介護保険料）	100 円	150 円	介護 保険課
7	盛岡市手数料条例（平成 12 年条例第 29 号）			
	(1) 租税の徵収金に関する証明書交付手数料	300 円	400 円	市民税課
	(2) 固定資産課税台帳の閲覧手数料	300 円	400 円	資産税課
	(3) 固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	300 円	400 円	市民税課
	(4) 住宅用家屋証明申請手数料	1,300 円	800 円	
	(5) 住民票の写し等交付手数料（多機能端末機交付分を除く）	300 円	400 円	市民 登録課
	(6) 除票の写し等交付手数料	300 円	400 円	
	(7) 戸籍の附票の写し交付手数料（多機能端末機交付分を除く）	300 円	400 円	
	(8) 戸籍の附票の除票の写し交付手数料	300 円	400 円	
	(9) 市税の滞納がないことの証明手数料	300 円	400 円	市民税課
	(10) 固定資産課税台帳に登録された事項がないことの証明手数料	300 円	400 円	
	(11) 国民健康保険加入期間証明手数料	300 円	450 円	健康 保険課
	(12) 医療費の総額及び自己負担相当額の証明手数料	300 円	450 円	

	(13) 市営住宅等入居証明手数料	300 円	450 円	建築 住宅課
	(14) 自動車保管場所利用決定証明手数料	300 円	450 円	
	(15) 確認済証等交付証明手数料	300 円	450 円	建築 指導課
	(16) 租税以外の徴収金に関する証明手数料	300 円	400 円	
8	(17) 営業に関する証明手数料	300 円	400 円	市民税課
	盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例（平成 19 年条例第 73 号）			
	(1) 放置自転車等の撤去保管に要する返還手数料 (再掲)	1,500 円 ～3,500 円	2,250 円 ～5,250 円	交通 政策課
9	盛岡市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 16 号）			
	(1) 督促手数料（後期高齢者医療保険料）	100 円	150 円	健康 保険課

【第1条】盛岡市市税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u> 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第18条まで 略 (督促手数料) 第19条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>150円</u>の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由 があると認める場合においては、これを徴収しない。 第20条から第150条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和6年条例第 号抄)</u> (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (盛岡市市税条例の一部改正に伴う経過措置) 2 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例の規定は、この条例の施行 の日（以下「施行日」という。）以後に納期限の到来する市税に係る督促 手数料について適用し、施行日前に納期限の到来した市税に係る督促手数 料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市市税条例 改正 略 昭和25年9月1日条例第16号 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第18条まで 略 (督促手数料) 第19条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>100円</u>の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由 があると認める場合においては、これを徴収しない。 第20条から第150条まで 略 附 則 略</p>

【第2条】盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 昭和25年11月1日条例第32号 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 第1条 略 (督促手数料)</p> <p>第2条 地方自治法第231条の3第1項の規定により歳入について督促状を発したときは、督促状1通について督促手数料<u>150円</u>を徴収する。</p> <p>2 前項の督促手数料は、当該歳入と同時に納付しなければならない。</p> <p>第3条及び第4条 略 附 則 略 <u>附 則 (令和6年条例第 号抄)</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 第2条の規定による改正後の盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例の規定は、施行日以後に納期限の到来する地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する歳入に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限の到来した当該歳入に係る督促手数料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 昭和25年11月1日条例第32号 改正 略</p> <p>盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 第1条 略 (督促手数料)</p> <p>第2条 地方自治法第231条の3第1項の規定により歳入について督促状を発したときは、督促状1通について督促手数料<u>100円</u>を徴収する。</p> <p>2 前項の督促手数料は、当該歳入と同時に納付しなければならない。</p> <p>第3条及び第4条 略 附 則 略</p>

【第3条】盛岡市印鑑条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市印鑑条例 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市印鑑条例 第1条から第12条まで 略 (印鑑登録証明)</p> <p>第13条 登録者又はその代理人は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証を持参して、書面により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 登録者は、前項の規定にかかわらず、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p> <p>第14条から第18条まで 略 (手数料)</p> <p>第19条 印鑑の登録又は印鑑登録証の引替交付の申請をした者から1件につき450円の手数料を徴収する。</p> <p>2 印鑑の登録の証明の申請をした者から1通につき400円（第13条第2項の規定に基づき印鑑の登録の証明の申請をした者にあつては、300円）の手数料を徴収する。</p> <p>3 前2項の手数料は、印鑑登録証の交付の際又は印鑑の登録の証明の際に徴収する。</p> <p>4 市長は、特に必要があると認めたときは、第1項及び第2項の手数料を減免することができる。</p> <p>第20条から第23条まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号抄） (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (盛岡市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 第3条の規定による改正後の盛岡市印鑑条例の規定は、施行日以後にされる印鑑の登録若しくは印鑑登録証の引替交付又は印鑑の登録の証明の申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた印鑑の登録若しくは印鑑登録証の引替交付又は印鑑の登録の証明の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市印鑑条例 改正 略 盛岡市印鑑条例 第1条から第12条まで 略 (印鑑登録証明)</p> <p>第13条 登録者又はその代理人は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証を持参して、書面により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 登録者は、前項の規定にかかわらず、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p> <p>第14条から第18条まで 略 (手数料)</p> <p>第19条 印鑑の登録又は印鑑登録証の引替交付の申請をした者から1件につき300円の手数料を徴収する。</p> <p>2 印鑑の登録の証明の申請をした者から1通につき300円の手数料を徴収する。</p> <p>3 前2項の手数料は、印鑑登録証の交付の際又は印鑑の登録の証明の際に徴収する。</p> <p>4 市長は、特に必要があると認めたときは、第1項及び第2項の手数料を減免することができる。</p> <p>第20条から第23条まで 略 附 則 略</p>

【第4条】盛岡市自転車等駐車場条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 昭和58年12月26日条例第24号 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u> 盛岡市自転車等駐車場条例 第1条から第14条まで 略 (費用の徴収) 第15条 市長は、第11条の規定に基づき自転車等を撤去し、保管したときは、当該自転車等の撤去及び保管に要した費用として、別表第2に定める手数料を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。 第16条から第25条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和6年条例第 号抄)</u> (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (盛岡市自転車等駐車場条例の一部改正に伴う経過措置) 5 第4条の規定による改正後の盛岡市自転車等駐車場条例の規定は、施行日以後に撤去される同条例第1条の2第4号に規定する自転車等に係る手数料について適用し、施行日前に撤去された当該自転車等に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 昭和58年12月26日条例第24号 改正 略 盛岡市自転車等駐車場条例 第1条から第14条まで 略 (費用の徴収) 第15条 市長は、第11条の規定に基づき自転車等を撤去し、保管したときは、当該自転車等の撤去及び保管に要した費用として、別表第2に定める手数料を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。 第16条から第25条まで 略 附 則 略</p>

別表第1 略

別表第2 (第15条関係)

自転車等の区分	返還を受ける日	金額
自転車 (1台につき)	撤去した日から起算して 6 日目 まで	2,250円
	撤去した日から起算して 7 日目 以降	3,750円
原動機付自転車及び自動 二輪車 (1台につき)	撤去した日から起算して 6 日目 まで	3,750円
	撤去した日から起算して 7 日目 以降	5,250円

別表第1 略

別表第2 (第15条関係)

自転車等の区分	返還を受ける日	金額
自転車 (1台につき)	撤去した日から起算して 6 日目 まで	1,500円
	撤去した日から起算して 7 日目 以降	2,500円
原動機付自転車及び自動 二輪車 (1台につき)	撤去した日から起算して 6 日目 まで	2,500円
	撤去した日から起算して 7 日目 以降	3,500円

【第5条】盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 目次及び第1条から第30条の2まで 略 (業許可申請等の手数料) 第30条の3 別表の左欄に掲げる事務について、同表の当該右欄に定める額の手数料を徴収する。 2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。 第30条の4から第35条まで 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号抄) (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 6 第5条の規定による改正後の盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、施行日以後にされる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の申請、同条第2項若しくは第7項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の更新の申請又は同法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業の変更許可の申請に対する審査に係る手数料について適用し、施行日前にされた同法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の申請、同条第2項若しくは第7項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の更新の申請又は同法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業の変更許可の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 改正 略 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 目次及び第1条から第30条の2まで 略 (業許可申請等の手数料) 第30条の3 別表の左欄に掲げる事務について、同表の当該右欄に定める額の手数料を徴収する。 2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。 第30条の4から第35条まで 略 附 則 略</p>

別表 (第30条の3関係)

手数料を徴収する事務	名称	金額
1 法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業許可申請手数料	7,500円
2 法第7条第2項又は第7項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	7,500円
3 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業の変更許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業変更許可申請手数料	7,500円
4 から23まで 略		

別表 (第30条の3関係)

手数料を徴収する事務	名称	金額
1 法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業許可申請手数料	5,000円
2 法第7条第2項又は第7項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	5,000円
3 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業の変更許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業変更許可申請手数料	5,000円
4 から23まで 略		

【第6条】盛岡市介護保険条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市介護保険条例</p> <p>平成12年3月30日条例第26号</p> <p>改正 略</p> <p><u>令和6年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市介護保険条例</p> <p>目次及び第1条から第7条まで 略</p> <p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>150円</u>とする。</p> <p>第9条から第32条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則 (令和6年条例第 号抄)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>(盛岡市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>7 第6条の規定による改正後の盛岡市介護保険条例の規定は、施行日以後に納期限の到来する保険料に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限の到来した保険料に係る督促手数料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市介護保険条例</p> <p>平成12年3月30日条例第26号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市介護保険条例</p> <p>目次及び第1条から第7条まで 略</p> <p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>100円</u>とする。</p> <p>第9条から第32条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第7条】盛岡市手数料条例 新旧対照表

改正後	改正前																	
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求める者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号抄） (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (盛岡市手数料条例の一部改正に伴う経過措置) 8 第7条の規定による改正後の盛岡市手数料条例の規定は、施行日以後にされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の請求又は国民健康保険の加入期間に関する証明、国民健康保険に係る医療費の総額及び自己負担額（医療費の総額から国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条第1項の規定による給付に係る額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当する額に関する証明、市営住宅若しくはコミュニティ住宅に入居していることの証明、自動車の保管場所として市営住宅若しくはコミュニティ住宅の駐車場の利用の決定を受けていることの証明若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項若しくは第18条第3項（これらの規定を同法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認済証の交付若しくは同法第7条第5項若しくは第18条第22項（これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査済証の交付に関する証明の申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた地方税法第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付の請求又は国民健康保険の加入期間に関する証明、国民健康保険に係る医療費の総額及び自己負担額に相当する額に関する証明、市営住宅若しくはコミュニティ住宅に入居していることの証明、自動車の保管場所として市営住宅若しくはコミュニティ住宅の駐車場の利用の決定を受けていることの証明若しくは建築基準法第6条第4項若しくは第18条第3項の規定による確認済証の交付若しくは同法第7条第5項若しくは第18条第22項の規定による検査済証の交付に関する証明の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から40の9まで 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>40の10 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の交付を含む。)</td><td>租税の徴収金に関する証明書交付手数料 1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき400円（個人番号カード（行政手続における特定の個</td><td>1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円</td></tr> </tbody> </table> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から40の9まで 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>40の10 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の交付を含む。)</td><td>租税の徴収金に関する証明書交付手数料 1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円</td><td>1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から40の9まで 略			40の10 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の交付を含む。)	租税の徴収金に関する証明書交付手数料 1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき400円（個人番号カード（行政手続における特定の個	1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から40の9まで 略			40の10 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の交付を含む。)	租税の徴収金に関する証明書交付手数料 1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円	1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円
手数料を徴収する事務	名称	金額																
1から40の9まで 略																		
40の10 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の交付を含む。)	租税の徴収金に関する証明書交付手数料 1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき400円（個人番号カード（行政手続における特定の個	1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円																
手数料を徴収する事務	名称	金額																
1から40の9まで 略																		
40の10 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の交付を含む。)	租税の徴収金に関する証明書交付手数料 1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円	1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円																

改正後		改正前			
	<p>人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置（以下「多機能端末機」という。）に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあっては、300円）</p>				
40の11 地方税法第382条の2の規定に基づく閲覧（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたもの）の閲覧を含む。）に供する事務（同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供するものを除く。）	固定資産課税台帳の閲覧手数料	400円	40の11 地方税法第382条の2の規定に基づく閲覧（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたもの）の閲覧を含む。）に供する事務（同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供するものを除く。）	固定資産課税台帳の閲覧手数料	300円
40の12 地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載した事項に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の交付を含む。）	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	年度及び所有者ごと（共有の固定資産があるとき又は共有の形態が異なるときは、これらを区分するものとする。）に、用紙1枚（土地については5筆まで、家屋については3棟まで）につき400円	40の12 地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載した事項に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の交付を含む。）	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	年度及び所有者ごと（共有の固定資産があるとき又は共有の形態が異なるときは、これらを区分するものとする。）に、用紙1枚（土地については5筆まで、家屋については3棟まで）につき300円
41から49まで 略			41から49まで 略		

改正後			改正前		
50 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	800円	50 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1,300円
51から52まで 略			51から52まで 略		
53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同条第8項の規定に基づき同条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて交付することができるとされている同条第7項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を含む。）の交付又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し等交付手数料	1通につき 400円（個人番号カード又は移動端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあっては、300円）	53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同条第8項の規定に基づき同条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて交付することができるとされている同条第7項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を含む。）の交付又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し等交付手数料	1通につき 300円
53の2 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書（同条第5項の規定により読み替えて準用する同法第12条の3第8項の規定に基づき同法第15条の4第3項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書に代えて交付することができるとされている同条第5項の規定により読み替えて準用する同法第12条の3第7項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書を含む。）の交付	除票の写し等交付手数料	1通につき 400円	53の2 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書（同条第5項の規定により読み替えて準用する同法第12条の3第8項の規定に基づき同法第15条の4第3項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書に代えて交付することができるとされている同条第5項の規定により読み替えて準用する同法第12条の3第7項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書を含む。）の交付	除票の写し等交付手数料	1通につき 300円
54 住民基本台帳法第20条第1項、第付手数料	戸籍の附票の写し交	1通につき 400円（個人番号カード又は移動端末設	54 住民基本台帳法第20条第1項、第付手数料	戸籍の附票の写し交	1通につき 300円

改正後			改正前		
3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付		備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあっては、300円)	3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付		
54の2 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写し（同条第5項の規定により読み替えて準用する同法第12条の3第8項の規定に基づき同法第21条の3第3項に規定する戸籍の附票の除票の写しに代えて交付することができるとされている同条第5項の規定により読み替えて準用する同法第12条の3第7項に規定する戸籍の附票の除票の写しを含む。）の交付	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1通につき400円	54の2 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写し（同条第5項の規定により読み替えて準用する同法第12条の3第8項の規定に基づき同法第21条の3第3項に規定する戸籍の附票の除票の写しに代えて交付することができるとされている同条第5項の規定により読み替えて準用する同法第12条の3第7項に規定する戸籍の附票の除票の写しを含む。）の交付	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1通につき300円
55から66まで 略			55から66まで 略		
66の2 市税（県民税及び森林環境税を含み、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び国民健康保険税を除く。）の滞納がないことの証明	市税の滞納がないこととの証明手数料	400円			
66の3 固定資産課税台帳に登録された事項がないことの証明	固定資産課税台帳に登録された事項がないことの証明手数料	400円			
66の4 国民健康保険の加入期間に関する証明	国民健康保険加入期間証明手数料	被保険者ごとに450円			
66の5 国民健康保険に係る医療費の総額及び自己負担額（医療費の総額から国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条第1項の規定による給付に係る額を控除した額をいう。）に相当する額に関する証明	医療費の総額及び自己負担相当額の証明手数料	年度及び世帯ごとに450円			
66の6 市営住宅又はコミュニティ住宅に入居していることの証明	市営住宅等入居証明手数料	450円			
66の7 自動車の保管場所として市営住宅又はコミュニ	自動車保管場所利用決定証明手数料	450円			

改正後			改正前			
ティ住宅の駐車場の利用の決定を受けていることの証明						
66の8 建築基準法 確認済証等交付証明 第6条第4項若しくは第18条第3項(これらの規定を同法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付又は同法第7条第5項若しくは第18条第22項(これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付に関する証明	手数料	450円				
67 租税以外の徴収金に関する証明	租税以外の徴収金に関する証明手数料	1件（納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき400円	67 租税以外の徴収金に関する証明	租税以外の徴収金に関する証明手数料	1件（納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円	
68 営業に関する証明	営業に関する証明手数料	400円	68 営業に関する証明	営業に関する証明手数料	300円	
69から74まで 略			69から74まで 略			

【第8条】盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																														
○盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例 平成19年12月25日条例第73号 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u> 盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例 第1条から第16条まで 略 (費用の徴収) 第17条 市長は、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管したときは、当該自転車等の撤去及び保管に要した費用として、別表に定める手数料を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。 第18条 略 附 則 略 <u>附 則 (令和6年条例第 号抄)</u> (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 9 第8条の規定による改正後の盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例の規定は、施行日以後に撤去される同条例第2条第2号に規定する自転車等に係る手数料について適用し、施行日前に撤去された当該自転車等に係る手数料については、なお従前の例による。	○盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例 平成19年12月25日条例第73号 改正 略 盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例 第1条から第16条まで 略 (費用の徴収) 第17条 市長は、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管したときは、当該自転車等の撤去及び保管に要した費用として、別表に定める手数料を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。 第18条 略 附 則 略																														
別表 (第17条関係)	別表 (第17条関係)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自転車等の区分</th> <th>返還を受ける日</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車 (1台につき)</td> <td>撤去した日から起算して 6日目 まで</td> <td>2,250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>撤去した日から起算して 7日目 以降</td> <td>3,750円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車 (1台 につき)</td> <td>撤去した日から起算して 6日目 まで</td> <td>3,750円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>撤去した日から起算して 7日目 以降</td> <td>5,250円</td> </tr> </tbody> </table>	自転車等の区分	返還を受ける日	金額	自転車 (1台につき)	撤去した日から起算して 6日目 まで	2,250円		撤去した日から起算して 7日目 以降	3,750円	原動機付自転車 (1台 につき)	撤去した日から起算して 6日目 まで	3,750円		撤去した日から起算して 7日目 以降	5,250円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自転車等の区分</th> <th>返還を受ける日</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車 (1台につき)</td> <td>撤去した日から起算して 6日目 まで</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>撤去した日から起算して 7日目 以降</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車 (1台 につき)</td> <td>撤去した日から起算して 6日目 まで</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>撤去した日から起算して 7日目 以降</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table>	自転車等の区分	返還を受ける日	金額	自転車 (1台につき)	撤去した日から起算して 6日目 まで	1,500円		撤去した日から起算して 7日目 以降	2,500円	原動機付自転車 (1台 につき)	撤去した日から起算して 6日目 まで	2,500円		撤去した日から起算して 7日目 以降	3,500円
自転車等の区分	返還を受ける日	金額																													
自転車 (1台につき)	撤去した日から起算して 6日目 まで	2,250円																													
	撤去した日から起算して 7日目 以降	3,750円																													
原動機付自転車 (1台 につき)	撤去した日から起算して 6日目 まで	3,750円																													
	撤去した日から起算して 7日目 以降	5,250円																													
自転車等の区分	返還を受ける日	金額																													
自転車 (1台につき)	撤去した日から起算して 6日目 まで	1,500円																													
	撤去した日から起算して 7日目 以降	2,500円																													
原動機付自転車 (1台 につき)	撤去した日から起算して 6日目 まで	2,500円																													
	撤去した日から起算して 7日目 以降	3,500円																													

【第9条】盛岡市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月27日条例第16号 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u> 盛岡市後期高齢者医療に関する条例 第1条から第4条まで 略 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>150円</u>とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和6年条例第 号抄)</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 <u>(盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u> 10 第9条の規定による改正後の盛岡市後期高齢者医療に関する条例の規定 は、施行日以後に納期限の到来する保険料に係る督促手数料について適用 し、施行日前に納期限の到来した保険料に係る督促手数料については、な お従前の例による。</p>	<p>○盛岡市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月27日条例第16号 改正 略 盛岡市後期高齢者医療に関する条例 第1条から第4条まで 略 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>100円</u>とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>

議案第 112号

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市役所繫支所を廃止するとともに、盛岡市役所太田支所の所管区域を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 第 2 条

第 1 項の表から盛岡市役所繫支所の項を削る。

名称	位置
盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地 1

(2) 第 3 条

第 1 項第 3 号の太田支所の所管区域に、繫支所の所管区域である「大字として区画される地域の繫」を追加し、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																														
<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所築川支所</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td><td>盛岡市津志田14地割37番地2</td></tr> </tbody> </table> <p>2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td><td>盛岡市乙部6地割79番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所蔵川出張所</td><td>盛岡市蔵川字外山27番地7</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所</td><td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所</td><td>盛岡市好摩字野中69番地48</td></tr> </tbody> </table> <p>(所管区域)</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>(2) 盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目（第1地割から第14地割までに限る。）</p> <p>(3) 盛岡市役所太田支所の所管区域 本宮五丁目5番から9番まで、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碇、上太田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田猶森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上猶森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中閑、上太田吉本、上太田雀屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田閑端、上太田畠中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田法丁、中太田吉原、中太田小沼、中太田深持、中太田官台、中太田屋敷田、中太田泉田、中太田八卦、中太田北太田、中太田新田、下太田新堀端、下太田方八丁、下太田宮田、下太田林崎、下太田谷地、下太田杉田、下太田田端、下太田田中、下太田沢田、下太田榦、下太田下川原、下太田新田、猪去积迦堂、猪去細越、猪去上平、猪去上猪去、猪去田面野木、猪去早俄上、猪去三枚橋、猪去堰合、猪去藤松、猪去的場、猪去大道、猪去畠中、猪去橋場、猪去大橋、猪去一本木、猪去外久保、猪去米倉、上鹿妻横道、上鹿妻飯ノ森、上鹿妻ニツ沢、上鹿妻蟹沢、上鹿妻朴、上鹿妻朴前、上鹿妻寺地、上鹿妻夜鷹、上鹿妻竹花前、上鹿妻茂吉、上鹿妻貝、上鹿妻五兵工新田、上鹿妻與市新田、上鹿妻中島、上鹿妻竹鼻、</p>	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合事務所蔵川出張所	盛岡市蔵川字外山27番地7	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48	<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号 改正 略</p> <p>盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所築川支所</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所繁支所</td><td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td><td>盛岡市津志田14地割37番地2</td></tr> </tbody> </table> <p>2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td><td>盛岡市乙部6地割79番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所蔵川出張所</td><td>盛岡市蔵川字外山27番地7</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所</td><td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所</td><td>盛岡市好摩字野中69番地48</td></tr> </tbody> </table> <p>(所管区域)</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>(2) 盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目（第1地割から第14地割までに限る。）</p> <p>(3) 盛岡市役所太田支所の所管区域 本宮五丁目5番から9番まで、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碇、上太田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田猶森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上猶森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中閑、上太田吉本、上太田雀屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田閑端、上太田畠中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田法丁、中太田吉原、中太田小沼、中太田深持、中太田官台、中太田屋敷田、中太田泉田、中太田八卦、中太田北太田、中太田新田、下太田新堀端、下太田方八丁、下太田宮田、下太田林崎、下太田谷地、下太田杉田、下太田田端、下太田田中、下太田沢田、下太田榦、下太田下川原、下太田新田、猪去积迦堂、猪去細越、猪去上平、猪去上猪去、猪去田面野木、猪去早俄上、猪去三枚橋、猪去堰合、猪去藤松、猪去的場、猪去大道、猪去畠中、猪去橋場、猪去大橋、猪去一本木、猪去外久保、猪去米倉、上鹿妻横道、上鹿妻飯ノ森、上鹿妻ニツ沢、上鹿妻蟹沢、上鹿妻朴、上鹿妻朴前、上鹿妻寺地、上鹿妻夜鷹、上鹿妻竹花前、上鹿妻茂吉、上鹿妻貝、上鹿妻五兵工新田、上鹿妻與市新田、上鹿妻中島、上鹿妻竹鼻、</p>	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合事務所蔵川出張所	盛岡市蔵川字外山27番地7	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48
名称	位置																																														
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																																														
盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																														
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																																														
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																																														
名称	位置																																														
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																														
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																														
盛岡市役所玉山総合事務所蔵川出張所	盛岡市蔵川字外山27番地7																																														
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16																																														
盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48																																														
名称	位置																																														
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																																														
盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																														
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																																														
盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																														
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																																														
名称	位置																																														
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																														
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																														
盛岡市役所玉山総合事務所蔵川出張所	盛岡市蔵川字外山27番地7																																														
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16																																														
盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48																																														

改正後	改正前
上鹿妻天沼、上鹿妻清水田、上鹿妻野中、上鹿妻切付、上鹿妻小和田、 上鹿妻山崎、上鹿妻稻荷前、 上鹿妻稻荷場及び大字として区画される 地域の弊	上鹿妻天沼、上鹿妻清水田、上鹿妻野中、上鹿妻切付、上鹿妻小和田、 上鹿妻山崎、上鹿妻稻荷前 及び上鹿妻稻荷場
(4) 盛岡市役所都南総合支所の所管区域	(4) 盛岡市役所都南総合支所の所管区域
湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二 丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、流通センター北一 丁目、津志田町一丁目、津志田町二丁目、津志田町三丁目、津志田西一 丁目、津志田西二丁目、津志田中央一丁目、津志田中央二丁目、津志田 中央三丁目、津志田南一丁目、津志田南二丁目、津志田南三丁目、北飯 岡一丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並びに大字と して区画される地域の東見前、西見前、三本柳、津志田、永井、下飯岡、 上飯岡、飯岡新田、羽場、湯沢、乙部、大ヶ生、黒川及び手代森	(4) 盛岡市役所都南総合支所の所管区域
2 各出張所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。	2 各出張所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。
(1) 盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所の所管区域	(1) 盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所の所管区域
湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二 丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、流通センター北一 丁目、北飯岡一丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並 びに大字として区画される地域の下飯岡、上飯岡、飯岡新田、羽場及び 湯沢	湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二 丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、流通センター北一 丁目、北飯岡一丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並 びに大字として区画される地域の東見前、西見前、三本柳、津志田、永井、下飯岡、 上飯岡、飯岡新田、羽場、湯沢、乙部、大ヶ生、黒川及び手代森
(2) 盛岡市役所都南総合支所乙部出張所の所管区域	(2) 盛岡市役所都南総合支所乙部出張所の所管区域
大字として区画される地域の乙部、大ヶ生、黒川及び手代森	大字として区画される地域の乙部、大ヶ生、黒川及び手代森
(3) 盛岡市役所玉山総合事務所蘗川出張所の所管区域	(3) 盛岡市役所玉山総合事務所蘗川出張所の所管区域
大字として区画される地域の蘗川	大字として区画される地域の蘗川
(4) 盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所の所管区域	(4) 盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所の所管区域
大字として区画される地域の玉山、日戸、川又及び上田（字糠森及び 字小野松に限る。）	大字として区画される地域の玉山、日戸、川又及び上田（字糠森及び 字小野松に限る。）
(5) 盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所の所管区域	(5) 盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所の所管区域
大字として区画される地域の松内、好摩、玉山永井、寺林、巻堀及び 玉山馬場	大字として区画される地域の松内、好摩、玉山永井、寺林、巻堀及び 玉山馬場
附 則 略	附 則 略
附 則（令和6年条例第 1号）	
この条例は、令和7年4月1日から施行する。	

議案第 113号

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

つなぎ地区活動センターを廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 第2条

表から次のつなぎ地区活動センターの項を削る。

名称	位置
つなぎ地区活動センター	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1

(2) 第8条使用料別表

別表から次のつなぎ地区活動センターの項を削る。

区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	正午から 午後9時 まで	午前9時 から午後 9時まで
つなぎ地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円
	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円

3 施行期日

令和7年4月1日

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後									改正前																																																																																																																																																																																																														
○盛岡市地区活動センター条例									○盛岡市地区活動センター条例																																																																																																																																																																																																														
改正 略									改正 略																																																																																																																																																																																																														
令和6年 月 日条例第 号									昭和54年 3月28日条例第9号																																																																																																																																																																																																														
盛岡市地区活動センター条例									盛岡市地区活動センター条例																																																																																																																																																																																																														
第1条 略									第1条 略																																																																																																																																																																																																														
(設置)									(設置)																																																																																																																																																																																																														
第2条 住民の集会、レクリエーションその他のコミュニティ活動のための施設として、地区活動センターを次表のとおり設置する。									第2条 住民の集会、レクリエーションその他のコミュニティ活動のための施設として、地区活動センターを次表のとおり設置する。																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青山地区活動センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>仙北地区活動センター</td><td>盛岡市仙北二丁目4番13号</td></tr> <tr><td>厨川地区活動センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>松園地区活動センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>加賀野地区活動センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>中野地区活動センター</td><td>盛岡市東安庭字小森57番地1</td></tr> <tr><td>みたけ地区活動センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目10番52号</td></tr> <tr><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>太田地区活動センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>土淵地区活動センター</td><td>盛岡市前潟四丁目4番30号</td></tr> <tr><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>緑が丘地区活動センター</td><td>盛岡市黒石野二丁目14番1号</td></tr> <tr><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>山岸地区活動センター</td><td>盛岡市山岸四丁目11番13号</td></tr> <tr><td>本宮地区活動センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>仁王地区活動センター</td><td>盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4</td></tr> </tbody> </table>									名称	位置	青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号	仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号	厨川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	—		中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1	みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号	—		太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地	土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号	—		緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号	—		山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号	本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青山地区活動センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>仙北地区活動センター</td><td>盛岡市仙北二丁目4番13号</td></tr> <tr><td>厨川地区活動センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>松園地区活動センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>加賀野地区活動センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>中野地区活動センター</td><td>盛岡市東安庭字小森57番地1</td></tr> <tr><td>みたけ地区活動センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目10番52号</td></tr> <tr><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>太田地区活動センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>土淵地区活動センター</td><td>盛岡市前潟四丁目4番30号</td></tr> <tr><td>つなぎ地区活動センター</td><td>盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>緑が丘地区活動センター</td><td>盛岡市黒石野二丁目14番1号</td></tr> <tr><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>山岸地区活動センター</td><td>盛岡市山岸四丁目11番13号</td></tr> <tr><td>本宮地区活動センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>仁王地区活動センター</td><td>盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4</td></tr> </tbody> </table>									名称	位置	青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号	仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号	厨川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	—		中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1	みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号	—		太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地	土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号	つなぎ地区活動センター	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1	—		緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号	—		山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号	本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4																																																																																																																												
名称	位置																																																																																																																																																																																																																						
青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																																																																																																																																																																																						
仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号																																																																																																																																																																																																																						
厨川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																																																																						
松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																																																																						
加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																																																																						
—																																																																																																																																																																																																																							
中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1																																																																																																																																																																																																																						
みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号																																																																																																																																																																																																																						
—																																																																																																																																																																																																																							
太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地																																																																																																																																																																																																																						
土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号																																																																																																																																																																																																																						
—																																																																																																																																																																																																																							
緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号																																																																																																																																																																																																																						
—																																																																																																																																																																																																																							
山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号																																																																																																																																																																																																																						
本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																																																																						
仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4																																																																																																																																																																																																																						
名称	位置																																																																																																																																																																																																																						
青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																																																																																																																																																																																						
仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号																																																																																																																																																																																																																						
厨川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																																																																						
松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																																																																						
加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																																																																						
—																																																																																																																																																																																																																							
中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1																																																																																																																																																																																																																						
みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号																																																																																																																																																																																																																						
—																																																																																																																																																																																																																							
太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地																																																																																																																																																																																																																						
土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号																																																																																																																																																																																																																						
つなぎ地区活動センター	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1																																																																																																																																																																																																																						
—																																																																																																																																																																																																																							
緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号																																																																																																																																																																																																																						
—																																																																																																																																																																																																																							
山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号																																																																																																																																																																																																																						
本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																																																																						
仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4																																																																																																																																																																																																																						
第3条から第7条まで 略									第3条から第7条まで 略																																																																																																																																																																																																														
(使用料)									(使用料)																																																																																																																																																																																																														
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。									第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。																																																																																																																																																																																																														
(1) 私的な催し等に使用するとき。									(1) 私的な催し等に使用するとき。																																																																																																																																																																																																														
(2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。									(2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。																																																																																																																																																																																																														
(3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。									(3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。																																																																																																																																																																																																														
(4) 前3号に準じた目的に使用するとき。									(4) 前3号に準じた目的に使用するとき。																																																																																																																																																																																																														
2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。									2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。																																																																																																																																																																																																														
第9条から第19条まで 略									第9条から第19条まで 略																																																																																																																																																																																																														
附 則 略									附 則 略																																																																																																																																																																																																														
附 則 (令和6年条例第 号)																																																																																																																																																																																																																							
この条例は、令和7年4月1日から施行する。																																																																																																																																																																																																																							
別表 (第8条関係)									別表 (第8条関係)																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から</th> <th>正午から</th> <th>午後5時から</th> <th>午前9時から</th> <th>正午から</th> <th>午前9時から</th> <th>正午から</th> <th>午前9時から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>土淵地区活動センター</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>—</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第1集会室</td><td>1,800円</td><td>2,400円</td><td>2,100円</td><td>3,900円</td><td>4,500円</td><td>6,000円</td><td>1,800円</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>第2集会室</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第3集会室</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>									区分	午前9時から	正午から	午後5時から	午前9時から	正午から	午前9時から	正午から	午前9時から	略	略	略	略	略	略	略	略	略	土淵地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	—	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から</th> <th>正午から</th> <th>午後5時から</th> <th>午前9時から</th> <th>正午から</th> <th>午前9時から</th> <th>正午から</th> <th>午前9時から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>土淵地区活動センター</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>—</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第1集会室</td><td>1,800円</td><td>2,400円</td><td>2,100円</td><td>3,900円</td><td>4,500円</td><td>6,000円</td><td>1,800円</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>第2集会室</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第3集会室</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>つなぎ地区活動センター</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>体育館</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>—</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第1集会室</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,100円</td><td>2,000円</td><td>2,300円</td><td>3,000円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第2集会室</td><td>1,800円</td><td>2,400円</td><td>2,100円</td><td>3,900円</td><td>4,500円</td><td>6,000円</td><td>1,800円</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>									区分	午前9時から	正午から	午後5時から	午前9時から	正午から	午前9時から	正午から	午前9時から	略	略	略	略	略	略	略	略	略	土淵地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	—	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	つなぎ地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	—	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円	略	略	略	略	略	略	略	略	略									
区分	午前9時から	正午から	午後5時から	午前9時から	正午から	午前9時から	正午から	午前9時から																																																																																																																																																																																																															
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																															
土淵地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
—	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円																																																																																																																																																																																																															
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																															
区分	午前9時から	正午から	午後5時から	午前9時から	正午から	午前9時から	正午から	午前9時から																																																																																																																																																																																																															
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																															
土淵地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
—	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円																																																																																																																																																																																																															
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
つなぎ地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
—	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																																															
第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円																																																																																																																																																																																																															
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																															
備考									備考																																																																																																																																																																																																														
1 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額の3倍									1 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額の3倍																																																																																																																																																																																																														

改正後	改正前
<p>に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>2 暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。</p> <p>(1) 青山地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(2) 仙北地区活動センター</p> <p>(3) 厨川地区活動センター（集会室に限る。）</p> <p>(4) 松園地区活動センター（第1集会室に限る。）</p> <p>(5) 加賀野地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(6) 中野地区活動センター（第2集会室に限る。）</p> <p>(7) みたけ地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(8) 太田地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(9) 緑が丘地区活動センター（第2集会室に限る。）</p> <p>(10) 山岸地区活動センター（第1集会室に限る。）</p> <p>(11) 本宮地区活動センター（第1集会室に限る。）</p> <p>(12) 仁王地区活動センター（集会室に限る。）</p>	<p>に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>2 暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。</p> <p>(1) 青山地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(2) 仙北地区活動センター</p> <p>(3) 厨川地区活動センター（集会室に限る。）</p> <p>(4) 松園地区活動センター（第1集会室に限る。）</p> <p>(5) 加賀野地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(6) 中野地区活動センター（第2集会室に限る。）</p> <p>(7) みたけ地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(8) 太田地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(9) 緑が丘地区活動センター（第2集会室に限る。）</p> <p>(10) 山岸地区活動センター（第1集会室に限る。）</p> <p>(11) 本宮地区活動センター（第1集会室に限る。）</p> <p>(12) 仁王地区活動センター（集会室に限る。）</p>

議案第 114号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立生出小学校を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第2条の表から盛岡市立生出小学校の項を削る。

名称	位置
盛岡市立生出小学校	盛岡市下田字仲平59番地36

3 施行期日

令和7年4月1日

4 その他

廃止する生出小学校の学区は、渋民小学校の学区とする。

※参考 近年の児童数の推移（生出小学校）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	38人	36人	31人	25人	17人
学級数	4 (うち複式2)	3 (うち複式3)	3 (うち複式3)	3 (うち複式2)	2 (うち複式2)

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																						
○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号	○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略																																																																																																																																																																						
盛岡市立学校に関する条例 第1条 略 (小学校)	盛岡市立学校に関する条例 第1条 略 (小学校)																																																																																																																																																																						
第2条 小学校を次表のとおり設置する。	第2条 小学校を次表のとおり設置する。																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立仁王小学校</td><td>盛岡市本町通二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城南小学校</td><td>盛岡市若園町9番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城小学校</td><td>盛岡市大通三丁目8番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川小学校</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北小学校</td><td>盛岡市仙北二丁目19番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵小学校</td><td>盛岡市肴町1番6号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸小学校</td><td>盛岡市山岸二丁目13番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺小学校</td><td>盛岡市大慈寺町6番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内小学校</td><td>盛岡市上米内字米内沢50番地の9</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵小学校</td><td>盛岡市土淵字幅2番地の3</td></tr> <tr><td>盛岡市立中野小学校</td><td>盛岡市中野二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮小学校</td><td>盛岡市本宮二丁目25番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山小学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番2号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川小学校</td><td>盛岡市厨川三丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北小学校</td><td>盛岡市長田町16番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田小学校</td><td>盛岡市上田三丁目16番45号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王小学校</td><td>盛岡市小杉山3番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘小学校</td><td>盛岡市黒石野一丁目6番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田小学校</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地の1</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田東小学校</td><td>盛岡市上太田上野屋敷8番地の1</td></tr> <tr><td>盛岡市立城北小学校</td><td>盛岡市みたけ三丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新小学校</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園小学校</td><td>盛岡市松園三丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘小学校</td><td>滝沢市穴口328番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松小学校</td><td>盛岡市上田堤二丁目31番12号</td></tr> <tr><td>盛岡市立東松園小学校</td><td>盛岡市東松園二丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前小学校</td><td>盛岡市西見前18地割17番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡小学校</td><td>盛岡市下飯岡8地割48番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立羽場小学校</td><td>盛岡市羽場17地割55番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井小学校</td><td>盛岡市永井10地割16番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森小学校</td><td>盛岡市手代森22地割47番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田小学校</td><td>盛岡市津志田中央一丁目8番40号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前南小学校</td><td>盛岡市西見前13地割167番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南東小学校</td><td>盛岡市乙部12地割16番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園小学校</td><td>盛岡市北松園二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立玉山小学校</td><td>盛岡市日戸字市の坪53番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民小学校</td><td>盛岡市渋民字鶴塚114番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀小学校</td><td>盛岡市巻堀字巻堀12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩小学校</td><td>盛岡市好摩字夏間木70番地60</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野小学校</td><td>盛岡市向中野二丁目39番27号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号	盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号	盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号	盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号	盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号	盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号	盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号	盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9	盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3	盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号	盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号	盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号	盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号	盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号	盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号	盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号	盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号	盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1	盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1	盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号	盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号	盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地	盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号	盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号	盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2	盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地	盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2	盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地	盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地	盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号	盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地	盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1	盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号	盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地	盛岡市立渋民小学校	盛岡市渋民字鶴塚114番地	盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1	盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60	盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立仁王小学校</td><td>盛岡市本町通二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城南小学校</td><td>盛岡市若園町9番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城小学校</td><td>盛岡市大通三丁目8番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川小学校</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北小学校</td><td>盛岡市仙北二丁目19番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵小学校</td><td>盛岡市肴町1番6号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸小学校</td><td>盛岡市山岸二丁目13番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺小学校</td><td>盛岡市大慈寺町6番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内小学校</td><td>盛岡市上米内字米内沢50番地の9</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵小学校</td><td>盛岡市土淵字幅2番地の3</td></tr> <tr><td>盛岡市立中野小学校</td><td>盛岡市中野二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮小学校</td><td>盛岡市本宮二丁目25番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山小学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番2号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川小学校</td><td>盛岡市厨川三丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北小学校</td><td>盛岡市長田町16番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田小学校</td><td>盛岡市上田三丁目16番45号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王小学校</td><td>盛岡市小杉山3番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘小学校</td><td>盛岡市黒石野一丁目6番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田小学校</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地の1</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田東小学校</td><td>盛岡市上太田上野屋敷8番地の1</td></tr> <tr><td>盛岡市立城北小学校</td><td>盛岡市みたけ三丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新小学校</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園小学校</td><td>盛岡市松園三丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘小学校</td><td>滝沢市穴口328番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松小学校</td><td>盛岡市上田堤二丁目31番12号</td></tr> <tr><td>盛岡市立東松園小学校</td><td>盛岡市東松園二丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前小学校</td><td>盛岡市西見前18地割17番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡小学校</td><td>盛岡市下飯岡8地割48番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立羽場小学校</td><td>盛岡市羽場17地割55番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井小学校</td><td>盛岡市永井10地割16番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森小学校</td><td>盛岡市手代森22地割47番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田小学校</td><td>盛岡市津志田中央一丁目8番40号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前南小学校</td><td>盛岡市西見前13地割167番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南東小学校</td><td>盛岡市乙部12地割16番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園小学校</td><td>盛岡市北松園二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立玉山小学校</td><td>盛岡市日戸字市の坪53番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民小学校</td><td>盛岡市渋民字鶴塚114番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立生出小学校</td><td>盛岡市下田字仲平59番地36</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀小学校</td><td>盛岡市巻堀字巻堀12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩小学校</td><td>盛岡市好摩字夏間木70番地60</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野小学校</td><td>盛岡市向中野二丁目39番27号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号	盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号	盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号	盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号	盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号	盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号	盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号	盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9	盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3	盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号	盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号	盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号	盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号	盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号	盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号	盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号	盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号	盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1	盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1	盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号	盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号	盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地	盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号	盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号	盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2	盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地	盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2	盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地	盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地	盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号	盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地	盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1	盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号	盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地	盛岡市立渋民小学校	盛岡市渋民字鶴塚114番地	盛岡市立生出小学校	盛岡市下田字仲平59番地36	盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1	盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60	盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号
名称	位置																																																																																																																																																																						
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号																																																																																																																																																																						
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号																																																																																																																																																																						
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号																																																																																																																																																																						
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9																																																																																																																																																																						
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3																																																																																																																																																																						
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号																																																																																																																																																																						
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号																																																																																																																																																																						
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1																																																																																																																																																																						
盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1																																																																																																																																																																						
盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																						
盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号																																																																																																																																																																						
盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2																																																																																																																																																																						
盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2																																																																																																																																																																						
盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号																																																																																																																																																																						
盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1																																																																																																																																																																						
盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立渋民小学校	盛岡市渋民字鶴塚114番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1																																																																																																																																																																						
盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60																																																																																																																																																																						
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号																																																																																																																																																																						
名称	位置																																																																																																																																																																						
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号																																																																																																																																																																						
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号																																																																																																																																																																						
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号																																																																																																																																																																						
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9																																																																																																																																																																						
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3																																																																																																																																																																						
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号																																																																																																																																																																						
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号																																																																																																																																																																						
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1																																																																																																																																																																						
盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1																																																																																																																																																																						
盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																						
盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号																																																																																																																																																																						
盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2																																																																																																																																																																						
盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2																																																																																																																																																																						
盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号																																																																																																																																																																						
盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1																																																																																																																																																																						
盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号																																																																																																																																																																						
盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立渋民小学校	盛岡市渋民字鶴塚114番地																																																																																																																																																																						
盛岡市立生出小学校	盛岡市下田字仲平59番地36																																																																																																																																																																						
盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1																																																																																																																																																																						
盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60																																																																																																																																																																						
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号																																																																																																																																																																						
第3条から第6条まで 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号) この条例は、令和7年4月1日から施行する。	第3条から第6条まで 略 附 則 略																																																																																																																																																																						